

医療保険の加入促す

厚生省 市町村・事業主を指導

厚生省は、在日外国人の医療保険加入の推進指導を徹底することになった。加入資格があるのに保険が適用されていない外国人が多く、総務庁の行政監察で改善を勧告されていた。今年度未までに保険者の市町村、事業主に制度の的確な把握と、被保険者である外国人への周知徹底を求め、在日外国人が十分な医療を受けられるようにするとしている。

総務庁の勧告では調査した医療機関の外国人患者のうち、五三%が医療保険の適用を受けていない例などを指摘。厚生省は

①市町村に国民健康保険の適用有資格者(留学生、研修生など)の把握、適正な適用を図ることを指導するの事業所に健康保険

の適用有資格者(ビジネスマンなど)に制度適用の周知、加入の推進を図ることを指導する一などを求めている。

厚生省は国保について、有資格者が「合法的な日本滞在が一年以上になると認められる者」であることを市町村に改めて徹

底する。具体的に適用基準を挙げたマニュアルを市町村に配布する予定だ。

ビザの滞在期間が六カ月となつていても、滞在の目的が留学などはっきりしており、本人に更新の意思がある場合には適用、六カ月の興行目的で来日し

て、好評なため公債期間を延長結果として滞在が一年以上になつた場合などは不適用、などの形で例示する。

また、英語、ドイツ語など各国語で書かれたパンフレットを市町村窓口においてもらい、外国人自身にも制度に対する理解を深めてもらう考えだ。

健康保険は、政府が保険者の政管健保では有資格者は「常用的に事業所に雇用されている者」で、期間の指定はない。毎年事業主に適用徹底の通知を出

しており、今年も通知を出すほか、都道府県単位で全国約三百カ所の社会保険事務所に置いている英語、中国語、韓国語によるパンフレットを増刷する。